二　競走の実施に関する事務を委託しようとする場合及び小型自動車競走場（以下単に「競走場」という。）又は場外車券売場を借用する場合は、その相手方の氏名又は名称、契約の内容及びその他契約の条件に関すること

（削る）

三　使用する予定の場外車券売場及び競走を行う競走場以外の競走場であって勝車投票券の発売等の用に供するもの（以下「場外車券売場等」という。）の名称

（削る）

四　競走の実施に関する規程

五　開催執務委員の氏名

六　開催に関する収支予算見積書

七　前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣が告示で定める事項

２・３　（略）

（設置者等の報告等）

第十三条　次の表の第一欄に掲げる者は、同表の第二欄に掲げる場合には、同表の第三欄に掲げる期限までに、同表の第四欄に掲げる書類を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、第一欄第三号に掲げる者は、その競走場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して提出しなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一　競走場の設置者	当該競走場の構造又は設備の変更を行ったとき。	遅滞なく	（略）
	当該競走場の構造又は設備の変更しようとするとき。	工事着手二月前まで	変更の内容、変更の理由及び開催への影響を記載した報告書並びに変更しようとする構造又は設備に係る図面
二　場外車券売場の設置者	当該場外車券売場の構造又は設備の変更を行ったとき。	遅滞なく	変更した構造又は設備の内容及び変更の理由を記載した報告書並びに変更した構造又は設備に係る図面
	当該場外車券売場の構造又は設備の変更しようとするとき。	工事着手二月前まで	変更しようとする構造又は設備の内容、変更の理由及び開催への影響を記載した報告書並びに変更しようとする構造又は設備に係る図面

二　競走の実施に関する事務を委託しようとするときは、その相手方の氏名又は名称及び委託契約書の写し

三　使用する小型自動車競走場（以下単に「競走場」という。）の名称及び所在地並びに当該競走場を借用する場合には借用契約書の写し

四　使用する場外車券売場及び競走を行う競走場以外の競走場であって勝車投票券の発売等の用に供するもの（以下「場外車券売場等」という。）の名称及び所在地並びに当該場外車券売場等を借用する場合には借用契約書の写し

五　各競走の番号、種類、名称、距離、賞金の額及び賞品の種類並びに選手の参加旅費及び災害補償に関する事項

六　競走の実施に関する規程

七　開催執務委員の氏名

八　開催に関する収支予算見積書

九　前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣が告示で定める事項

２・３　（略）

（設置者等の報告等）

第十三条　次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる場合には、遅滞なく、同表の下欄に掲げる書類を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、第一号及び第三号に掲げる者は、その競走場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して提出しなければならない。

（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
一　競走場の設置者	当該競走場の構造又は設備を変更したとき。	（新設）	（略）
		（新設）	（新設）
二　場外車券売場の設置者	当該場外車券売場の構造又は設備を変更したとき。	（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）